縄文の森アートギャラリー実施要項

１　目的

　　展示館ホール等を活用して多彩な展示活動を行うことにより，幅広い県民各層の利用を促進する。また，地域密着の度合いを高めるため，地元で活動する各種文化サークル等に活動発表の場を提供する。

２　承認の基準

　⑴　展示する作品が，次のいずれかに該当すること。

　ア　縄文の森のイメージに即した作品

　イ 生涯学習講座及び社会教育関係団体等で取り組んだ作品

　　ウ　学校等教育関係機関の紹介及び児童生徒の作品

　　エ　広く一般に認知された団体又は個人の作品

　オ　営利を目的としない団体又は個人の作品

　⑵　展示期間及び，展示方法等が本園事業に支障をきたさないこと。

　　（展示期間は本園が，認めるもの以外は原則として概ね3週間以内とする。）

　⑶　ワークショップ等の活動については，次の条件を満たすこと。

ア　展示テーマに則した内容のものである活動

イ　営利を目的としない活動

３　申請手続

⑴ 申込み

　　　開催希望日の1か月前までに，縄文の森アートギャラリー開催依頼申請書（別紙様式１）により申し込む。

　⑵　承認

　　ア　縄文の森アートギャラリー開催承認通知書（別紙様式２）により通知する。

イ　承認できない場合は，縄文の森アートギャラリー開催不承認通知書（別紙様式３）により通知する。

４　展示等

　　作品の搬入，搬出及び展示については，本園の指示に基づき，申請者の責任において行う。ただし，長机，椅子，ワイヤーフック等については，協議の上，借用を認める。

５　経費負担

⑴　搬入，搬出及び展示にかかる経費は，申請者の負担とする。

　⑵　広報にかかる経費については，申請者の負担とする。ただし，本園は既存のＨＰ，チ

ラシ等を活用して協力を行う。

６　留意事項

　⑴　展示品の破損，紛失等及び事故防止などの安全管理については，申請者の責任において行う。

　⑵　展示品については，申請者の責任において管理する。

７　その他

　　本園から展示等を依頼する場合の手続きについては，その都度定める。

附　則

　平成２７年４月１日から適用する。